

9 課税標準の特例該当資産

特定の償却資産に対しては、地方税法上、「課税標準の特例」を設け、税負担の軽減が図られています。該当資産の特例適用の認否については、北九州市財政局税務部固定資産税課償却資産係で行います。

なお、新規に申告される資産がある場合には、特例対象資産届出書及び適用判定書類の提出が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

適用条項	特例対象施設等	課税標準の軽減率	主な適用判定書類（例）
地方税法 第349条の3 第6項	内航船舶	1/2	船舶検査証書・船舶国籍証書の写し等
地方税法附則 第15条第2項 第1～6号	公害防止設備	1/3～3/4	設置届出書・事業許可書の写し等
地方税法附則 第15条第32項 第1～3号	再生可能エネルギー発電設備※	1/2～3/4	（太陽光発電のみ） 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し等 （太陽光発電以外） 再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し等
地方税法附則 第15条第43項	認定経営力向上計画に基づき 中小事業者等が取得した機械設備等	最初の3年間 1/2 （平成31年3月31日までの取得に限る）	経営力向上計画の申請書・認定書の写し、 工業会等による仕様等証明書の写し等
地方税法附則 第15条第47項	認定先端設備等導入計画に基づき 中小事業者等が取得した機械設備等	最初の3年間 ゼロ （計画認定日以降～令和3年3月31日の取得に限る）	先端設備等導入計画の申請書・認定書の写し、 工業会等による使用等証明書の写し等

※再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例の適用について

標記発電設備のうち、平成28年4月1日から令和2年3月31日までに取得した太陽光発電設備については、適用要件は以下のとおりです。

①自家消費型太陽光発電設備（固定価格買取制度の対象となる設備は該当しません。）

②再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた設備

ただし、平成28年3月31日までに取得した太陽光発電設備については従前の規定が適用されます。

また、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備については、適用要件が異なります。

詳しくはお問い合わせください。